

施設管理者規約

本施設管理者規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社コギト（以下「当社」といいます。）の提供するみんなとシェイクハンズ（以下「本サービス」といいます。）のご利用にあたり、施設管理者の皆様にご遵守していただかなければならない事項及び当社と施設管理者の皆様との間の権利義務関係が定められております。本サービスの施設管理者となることを希望される方は、本規約に同意する前に、利用規約等と併せて必ず全文お読み下さいますようお願い致します。

第 1 条 適用

1. 本規約は、施設管理者が自己の管理する施設の利用者を募集するために、当社が運営する本サービスを利用することに関し、当社と施設管理者の間の権利義務関係を定めることを目的とし、当事者間の本サービスに関する全ての法律関係に適用されるものとします。当社が別途定める本サービスの利用に関する規約（みんなとシェイクハンズ利用規約（https://shakehands.chsp.jp/contract/terms_of_service.php））と本規約との間に矛盾がある場合は、本規約の規定が優先されるものとします。

2. 当社が運営する、そのドメインが「<https://shakehands.chsp.jp/>」であるウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含む。）及び当社がリリースし、又は将来リリースするアプリケーション（iOS 版、Android 版を含み、これに限らない。）（以下「本サイト」といいます。）上で随時掲載する本サービスに関する利用規約、ルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

第 2 条 定義

本規約において使用される以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。本規約において使用される用語の定義は、特に本規約に定めがあるものを除き、本サービスの利用規約の定義と同様とします。

- 1) 「キャンセルポリシー」とは、第 9 条に定める「キャンセルポリシー」を意味します。
- 2) 「施設利用契約」とは、第 6 条に定める「施設利用契約」を意味します。
- 3) 「飲食利用料金」とは、ゲストが施設管理者に対して支払う飲食の利用を伴う成約金額の合計金額を意味します。
- 4) 「本サービス利用料」とは、第 8 条に定める「本サービス利用料」を意味します。
- 5) 「本利用契約」とは、当社と施設管理者との間で成立する、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約を意味します。
- 6) ゲストとは、「講師」「生徒」を含む本サービスを通じて施設を利用する者全体を意味します。
- 7) 「利用規約等」とは、当社が規定し、登録ユーザー（ゲスト及び施設管理者）が同意したみんなとシェ

イクハNZ利用規約 (https://shakehands.chsp.jp/contract/terms_of_service.php)、講師が同意した「講師規約」「講師ガイドライン」 (https://shakehands.chsp.jp/contract/terms_of_instructor.php) 及び本規約を含む、本サービス利用に付随して適用されるその他一切の規則または規約等意味します。

第 3 条 登 録

1. 本サービスの施設管理者として利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの施設管理者としての利用の登録を申請することができるものとします。

2. 登録の申請は必ず本サービスを利用する個人又は法人自身が行わなければならないものとします。また、登録希望者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければならないものとします。

3. 当社は、当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者の施設管理者としての登録は完了したものとします。

4. 前項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約が施設管理者となる登録ユーザー（以下「施設管理者」といいます。）と当社間に成立し、施設管理者は本サービスを当社の定める方法で利用することができるようになるものとします。

5. 当社は、第 1 項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。

- 1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- 2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- 3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
- 4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- 5) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合
- 6) その他、当社が登録を適当でない判断した場合

第 4 条 登録情報の変更

施設管理者は、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

第 5 条 本サービスの利用

1. 施設管理者は、本利用契約の有効期間中、本規約に定める条件に従い、自己の管理する施設の利用者を募集するために、本サービスを利用することができるものとします。

2. 本サービスの利用にあたり、施設管理者は、以下の行為を実施するものとします。

- 1) 当社に対する施設情報の提供
- 2) ゲストからの問い合わせ、申込み、予約の変更・取消、苦情その他の連絡に対する対応
- 3) 講師との施設利用契約の締結及びその適切かつ誠実な履行

3. 施設管理者による本サービスの利用にあたり、当社は、自己の裁量に基づき、施設管理者に対し、以下のサービスを提供するものとします。

- 1) 本サイトの管理及び運営
- 2) 施設情報の掲載、取り下げ
- 3) コンテンツ企画
- 4) 施設利用料金及び飲食利用料金（以下「施設利用料金等」という。）の回収代行

4. 施設管理者は、当社の定める方法で当社に対して施設情報の提供を行うものとします。当社は、受領した施設情報について、当社が別途定める掲載基準に従って掲載の可否を判断・決定することができ、掲載可否通知の義務を負わないものとします。

5. 施設管理者は、当社から施設の設備の詳細、本サイトを通じて知り得たゲストに関する予約状況・過去の利用状況・ゲストとのやり取りや、その他の施設に関する事項について問合せ又は資料提供の要請を受けた場合は、遅滞なく回答又は資料の提供を行うものとします。

第 6 条 施設利用契約の成立等

1. 施設管理者は、当社に対して施設情報を提供する際に、キャンセルポリシーその他の施設の利用に関する諸条件（施設利用料金等に対してサービス料及び消費税以外の税金（入湯税等）が発生する場合を含み、これらに限らない）をあわせて提供するものとします。なお、施設管理者は、本サイト以外で当該施設の貸し出しをしている場合には、当該本サイト以外で施設を貸し出す場合の料金を超えて、施設利用料金等を設定してはならないものとします。

2. 講師からの施設の利用申込みに対し、施設管理者が本サイトの管理画面上で承認の意思表示をした時点で、講師と施設管理者との間に、利用規約等で定める事項及び前項に基づき提供された事項を内容とする当該施設の使用に関する契約（以下「施設利用契約」という。）が成立するものとします。個別契約成立後の施設利用料金等の変更は、講師の明確な同意がない限りできないものとし、講師に対して返答期限を一方的に設定して、同期限を徒過したことをもって施設利用料金等の変更がなされたものとみなすことはできないものとします。なお、施設利用料金等を「お問い合わせ」として設定している場合には、講師からの「予算」設定に対し、施設管理者からゲストに対して承認可能な施設利用料金等を提示をした上で、講師がこれを受け入れる意思表示（予約リクエスト）を送信し、施設管理者が承認ボタンを押した時点で個別契約が成立するものとし、施設利用料金等の変更の手続については前文を準用するものとします。

3. 施設管理者は、ゲストによる施設の利用が下記事項に該当する場合には、当社からの要請又は施設管理者自らの判断に基づき、ゲストによる施設の利用を中止させ、施設利用契約を解除するものとします。

- 1) 申込時の使用目的、催事企画書などの提出物と使用方法が事実と反した場合。
- 2) 他の施設利用者、施設関連の他の会社に迷惑を及ぼした場合。
- 3) 講師が施設管理者及び当社の許可なく第三者に転貸した場合。
- 4) 当社が風紀上または安全管理上、不相当と認めた場合。
- 5) 常識を超えた備品の持込または、使用された場合。
- 6) 関係諸官庁から施設の利用の中止命令が出された場合。
- 7) 利用規約等、禁止および注意事項、また施設管理者の注意に従わない場合。
- 8) 暴力団等に属する者が利用しようとしている認められる場合。
- 9) ゲストが、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。
- 10) 施設を利用しようとするゲストが、伝染病に罹患していると明らかに認められる場合。
- 11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができない場合。
- 12) 施設が所在する地域の条例・規則の規定に該当する場合。
- 13) その他、施設管理者及び当社が社会一般通念上不適切な使用方法と判断した場合。

第 7 条 再委託

当社は、自己の裁量に基づきサービスの全部又は一部を他の第三者に再委託することができるものとします。

第 8 条 サービス利用料

1. 施設管理者は、当社に対し、本サービスの利用料として、施設利用契約に基づき施設管理者がゲストから取得する施設利用料金（消費税を含まない。以下本条において同じ）の 20%に相当する金額及びそれに

係る消費税相当額を支払ものとしします。

なお、講師がクレジットカードを利用して施設利用料金等の決済を行った場合には、決済手数料を差し引く前の金額を基礎として本サービス利用料を計算し、決済手数料は当社負担とします。

また、本サービス利用料の計算の基礎となる施設利用料金等には、講師が施設利用契約をキャンセルした場合で、第 9 条に定めるキャンセルポリシーに従って施設管理者が講師から受領したキャンセル料金も含まれるものとしします。

2. 施設管理者は、当社に対し、講師が支払う施設利用契約に基づく施設利用料金等を、自己を代理して受領する権限を付与するものとしします。施設管理者は、第 6 項に基づく当社の事前の承諾を得ない限り、講師から直接個別契約に基づく施設利用料金等を受領してはならないものとしします。

3. 当社は、前項に基づき講師から施設利用料金等を受領し、施設利用契約に基づく施設の最終利用日を基準として、毎月末日を締日として当月分の施設利用料金等（施設管理者とゲストとの間の個別契約に基づき、施設利用料金の支払日を最終利用日より後にした場合の施設利用料金等（以下、「後日決済利用料金」といいます。）を除く。）を集計し、これに基づき前項に定める本サービス利用料を算出するものとしします。なお、施設の利用が複数月にまたがる場合には、最終利用日が属する月の利用として施設利用料金等を集計するものとしします。

4. 当社は、前項に基づき講師から受領した施設利用料金等の総額（後日決済利用料金の支払予定日を経過しても講師が施設利用料金等を支払わない場合は、ここにいう「講師から受領した施設利用料金等の総額」に含まず、当該施設利用料金等が支払われた月を含めて計算するものとしします。）から当社が受領すべき本サービス利用料を差し引いた金額を、入金スケジュールに沿って、当社又は当社が指定する者から施設管理者の指定する銀行口座に振込み支払うものとしします。（該当日が金融機関の非営業日に該当する場合には、直後の営業日）銀行振込手数料その他支払に要する費用は施設管理者の負担とし、当社は当該費用を振込金額から差し引くことができるものとしします。

※入金スケジュール及び入金手数料

・入金手数料

指定銀行の口座への入金：432 円

その他：540 円

※入金金額 5 万円以上は手数料無料

・入金スケジュールについて

1～15 日までの売り上げ・・・月末より入金申請可能

16～月末までの売り上げ・・・翌月 15 日より入金申請可能

1～15 日までの入金申請・・・月末にてご指定の口座へお振込み

16～月末までの入金申請・・・翌月 15 日にてご指定の口座へお振込み

5. 本条に基づき当社へ支払われた本サービス利用料については、その後施設管理者が何らかの事情により講師、その他の第三者に対して返金等した場合でも、それによる影響を受けないものとし、いかなる場合も当社は施設管理者に対して返金する義務を負わないものとします。但し、第 9 条第 2 項及び第 3 項に基づきゲストに返金する場合を除きます。

6. 本サービスにおける施設管理者向けの支払処理サービスは、当社、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社が提供し、両社における関連契約（利用規約を含む）に従うものとします。

第 9 条 キャンセル時の対応

1. 施設管理者は、当社に対し、第 6 条第 1 項に基づきキャンセルに関する諸条件（以下「キャンセルポリシー」といいます。）を提供するものとし、当該キャンセルポリシーに従って適切に講師からのキャンセルを受け付けるものとします。

2. 施設管理者は、前項のキャンセルポリシーに従って講師からの予約のキャンセルを受け付ける場合には、その旨及び返金先の振込口座を遅滞なく当社に通知するものとします。

3. 前項の通知を受けた場合、当社は、当該講師に対して、施設利用契約に基づき返金すべき金額を、利用規約等に定める方法により支払うものとします。振込手数料その他支払いに要する費用は施設管理者の負担とします。

4. 当社は、講師から直接キャンセルの申込みがあった場合、施設利用契約に従って施設に対して施設利用料金等を返金できるものとします。当社は、当該返金により施設管理者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

5. 個別契約の成立後、施設管理者の都合により当該施設利用契約の解除（キャンセル）をする場合には、施設管理者はゲストに対して施設利用料金の外、ゲストが被った損害について賠償しなければならないものとします。

6. 原則として 各施設管理者の定めるキャンセルポリシーが優先するものとしますが、施設管理者がキャンセルポリシーを定めていない場合には、以下の定めが適用するものとします。

・キャンセル料の対象となるキャンセルは予約確定後に以下の事由が発生した場合を指します。

- 1) 日時、施設の変更を希望される場合
- 2) お申込を取り消される場合

・キャンセル料規定

- 1) 正式予約成立～ご利用 31 日前までにキャンセル受付：施設使用料の 30%
- 2) ご利用日の 30 日前～15 日前までにキャンセル受付：施設使用料の 50%
- 3) ご利用日の 14 日前～当日までにキャンセル受付：施設使用料の 100%

尚、講師(施設利用者)は、上記キャンセル料のほかに、返金手数料(システム利用料の 5%)及び振り込み手数料等(実費)をご負担いただくものとします。講師の施設利用料金の支払い方法に準じて当社または施設管理者がキャンセル料等を控除した金額を講師に対して返金するものとします。

第 10 条 パスワード及び施設管理者 ID の管理

1. 施設管理者は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及び施設管理者 ID を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. パスワードまたはゲスト ID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は施設管理者が負うものとします。

第 11 条 本サービスの停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、施設管理者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
 - 1) 本サービスに係るコンピュータ・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - 2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
 - 3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - 4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき施設管理者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

第 12 条 知的財産権等

1. 本サイト及び本サービスに関する知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本利用契約は、本サイトまたは本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

2. 施設管理者が、当社又はその委託先が撮影した写真素材について、当社の事前の許可なく、本サイト以外の他のサイト、パンフレットその他の媒体に使用することを禁止します。

3. 施設管理者は、施設情報について、自らが当該施設情報を本サイト上に掲載することについて適法な権利を有していること、施設の所有権を保有し、又は施設の所有者から転貸の承諾を得ていること、及び施設情報が真実かつ正確であり、第三者の権利を侵害していないことについて、当社に対し表明し、保証するものとします。

4. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、施設管理者及び施設の名称、商標、ロゴ、画像を自由に使用できるものとします。但し、使用にあたっては施設管理者のブランディングを最大限考慮するものとし、施設管理者は自らのブランディングの観点から当社に対して、必要に応じてその使用方法について指定および変更の申し入れを行うことができるものとします。

5. 施設管理者は、当社に対し、施設管理者が当社に提供した資料の一部または全部を、利用、複製、実施、表示、頒布、修正、二次的著作物の作成、および方法の如何を問わず商業的又は非商業的に有効利用する、無償の、非独占的で恒久的かつ取り消し不可能な権利を付与するものとします。

第 13 条 保証の否認及び免責

1. 当社は、本サービスが施設管理者の特定の目的に適合すること及び施設管理者による本サービスの利用が施設管理者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合することについて、何ら保証するものではありません。

2. 当社は、施設管理者が本サービスを利用することにより、一定の収益を得られることを何ら保証するものではありません。

3. 当社は、施設内で発生した盗難、事故、機器の故障、火災、雨漏りその他のトラブルについて、一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、ゲストによる施設の不正利用、器物損壊、無断キャンセルその他ゲストが施設管理者に対して与えた損害について一切責任を負わないものとします。

第 14 条 紛争処理

1. 施設管理者は、当社による本サービスの提供に関して、ゲストその他の第三者からクレーム、損害賠償

請求その他の請求又は主張がなされた場合には、遅滞なく当社に通知するものとします。

2. 施設管理者は、施設管理者による本サービスの利用及び個別契約に関して、ゲストその他の第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求または主張がなされた場合には、全て施設管理者の責任と費用において解決するものとします。また、施設管理者はかかる請求又は主張に関して当社が被った損害（弁護士費用、第三者から請求された賠償額を含む。）及び損失を賠償又は補償するものとします。
3. 前 2 項のゲストその他の第三者からの請求又は主張に関して、当社及び施設管理者は、可能な範囲で誠意をもって相手方による当該紛争の解決に協力するものとします。

第 15 条 直接取引の禁止

1. 施設管理者は当社の事前の承諾なく、本サービスを利用して連絡をとったゲストに対し、すでに確立されている本サイトの販売手順を回避する行為や、ゲストを他の Web サイトや販売手順へ誘導する行為（施設掲載欄やメッセージ内で、URL やメールアドレスを書き込む事等）を禁止します。また本サービスを利用せず当該ゲストと直接施設の利用に関する契約を締結することを禁止します。

2. 前項に違反した場合、および前項に違反するおそれがあると当社が判断し、施設管理者に対して合理的説明を求めたにも関わらず、当社が定める一定期間内に当該説明をすることができなかった場合、施設管理者は、当社に対し、前項に違反した直接の契約が本サービスを利用して行われたとした場合には、本サービス登録期間の 1 ヶ月あたり 1 万円を合計した金額を支払わなければならないものとします。また、事前の通知なしに本サイト掲載情報の削除、サービスの全部または一部の利用停止、登録の取り消しその他当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。

3. 本条は、本利用契約終了後 1 年間有効に存続するものとします。

第 16 条 競業禁止

1. 施設管理者は、本利用契約期間中、本サービスと競合するサービスを自ら行わないものとします。
2. 前項の規定は、本利用契約終了後 1 年間は有効に存続するものとします。

第 17 条 損害賠償

本利用契約の当事者は、本規約に違反して相手方に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。但し、当社の賠償責任は、当該損害の原因となった施設に関する本サービス利用料に相当する額を上限とします。但し、当該損害が特定の施設に関して生じたものではない場合には、金 1000 円を上限とします。

第 18 条 不可抗力

いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含むがこれらに限定されない。）により本利用契約上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとします。

第 19 条 有効期間

本利用契約は、施設管理者について第 3 条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該施設管理者の登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社と施設管理者との間で有効に存続するものとします。

第 20 条 登録取消等

1. 当社は、施設管理者に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず、当該施設管理者について本サービスの利用を一時的に停止し、又は施設管理者としての登録を取り消すことができるものとします。

- 1) 本規約に違反し、その是正を求める通知を受領後 15 日以内に当該違反の是正及び当該違反に基づく損害の賠償をしない場合
- 2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
- 3) 振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき
- 4) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
- 5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- 6) 解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡したとき
- 7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- 8) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- 9) 反社会的勢力等であることが判明したとき

2. 施設管理者に前項に掲げる事由の一つが発生した場合、施設管理者の当社に対する債務は当然に期限の利益を失い、施設管理者は全ての債務を当社に弁済する義務を負うものとします。

3. 第 1 項の解除権の行使は、第 17 条による損害賠償請求権を妨げるものではありません。

4. 施設管理者は、1ヶ月前までに当社所定の方法で通知することにより、自己の施設管理者としての登録を取り消すことができるものとします。

第 21 条 反社会的勢力等の排除

1. 本利用契約の当事者は、相手方が反社会的勢力等であることが判明したときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。

2. 本利用契約の当事者は、相手方が本利用契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」といいます。）の当事者又は関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人若しくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力等であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができるものとします。

3. 前項に基づいて必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合、本利用契約の当事者は催告を要せず相手方に書面又は電子メールで通知することにより直ちに本利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。

4. 前各項に定める場合を除き、本利用契約の当事者は、相手方の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力等であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を相手方が受領後相当期間内にこれが解消されないときは、相手方に書面又は電子メールで通知することにより直ちに本利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。

5. 本条に基づき本利用契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとします。また、本条に基づいて本利用契約を解除した場合、当社は、第 8 条第 5 項に基づいて施設管理者に振り込むべき施設利用料金を没収するものとします。

第 22 条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、本利用契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報（第 8 条に定める本サービス利用料の料率を含み、これに限らない）を意味します。但し、①相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、②相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三

者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

2. 本利用契約の当事者は、秘密情報を本利用契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

3. 前項の規定に拘わらず、本利用契約の当事者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならないものとします。

4. 本利用契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第 2 項に準じて取り扱うものとします。

5. 本利用契約の当事者は、本利用契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄するものとします。

第 23 条 個人情報の取扱い

1. 本利用契約の当事者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、本規約のほか、個人情報保護法を遵守するものとします。また、本利用契約の当事者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などのリスクに対して、個人情報の安全管理が図られるよう、自社の役員及び従業員に対し、必要かつ適切な監督を行うものとします。

2. 施設管理者は、本サービスを通じて取得したゲストの個人情報を、本サービスの利用に必要な範囲で、かつ、当社のプライバシーポリシー (<https://cmn.chsp.jp/info/privacy>) に記載された利用目的の範囲内で利用するものとします。

3. 施設管理者による、ゲスト等の個人情報を個別に取得する行為及び、本サービスを介して知り得たゲストの個人情報を、本人あるいは当社の許可無く利用又は第三者へ提供及び開示する行為（電子メール広告（特定商取引に関する法律第 12 条の 3 第 1 項における「電子メール広告」を意味する。）を含む）は禁止します。

第 24 条 本規約の変更

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。

2. 当社は、本規約（本サイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含む。以下本項において同じ。）を変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、施設管理者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、施設管理者が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録取消の取手続をとらなかった場合には、施設管理者は、本規約の変更と同意したものとみなします。

第 25 条 譲渡禁止

1. 施設管理者は、当社の書面による事前の同意なくして、本利用契約の契約上の地位、施設の所有権若しくは賃借権又は本利用契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとします。

2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに施設管理者の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、施設管理者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

3. 施設管理者は、本利用契約の契約上の地位、施設の所有権若しくは賃借権又は本利用契約に基づく権利若しくは義務を第三者に対して譲渡した場合において、その移転方法や本サービスの利用に関する一切の事項について、当社がいかなる目的においても施設管理者、施設管理者の本利用契約の契約上の地位の譲受人（以下「新施設管理者」といいます。）、ゲスト又は第三者の代理人ではなく、一切責任を負わないことについて予め同意すると共に、施設管理者及び新施設管理者間又は施設管理者・ゲスト間で誠実に協議し、当社やゲストその他第三者に不利益を生じさせない義務があることを確認するものとします。

第 26 条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する本利用契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、当事者間の本規約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先します。

第 27 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本利用契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 28 条 存続規定

第 5 条第 5 項、第 8 条（但し、未払いがある場合に限る。）、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 21 条第 5 項、第 22 条から第 29 条までの規定は、本規約終了後も有効に存続する。但し、第 15 条及び第 16 条については、本規約終了後 1 年間に限り存続するものとし、第 22 条については本規約終了後 3 年間に限り存続するものとする。

第 29 条 準拠法及び合意管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条 協議事項

本規約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとしします。